

No. _____

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
傍聴券交付申込書

令和 年 月 日開催の尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の会議の傍聴を希望するため、傍聴券の交付を申し込みます。

なお、傍聴の際は、同審議会の会議傍聴取扱要領に定められている諸事項を遵守します。

令和 年 月 日

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会会長 様

申込者 住所 _____

氏名 _____

No. _____

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
傍 聴 券

令和 年 月 日開催の尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の会議の傍聴を認めます。

入場の際には、係員にこの傍聴券を提示し、指示に従ってください。

※ 受付印の無いものは無効です。

傍聴に際しての遵守事項について

1 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければなりません。

2 傍聴することができない方

(1) 次のいずれかに該当する方は、審議会の会議を傍聴することができません。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方

イ 酒気を帯びていると会長が認めた方

ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類の物を携帯している方

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の物を着用し、又は携帯している方

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類の物を携帯している方

カ その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた方

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができません。

ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りではありません。

3 傍聴に際しての遵守事項

(1) 傍聴席にいるときは、次の事項を守ってください。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批判を加えないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 会長は、傍聴人が、上記のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができます。

以 上